

主な法令諸規則等

- 主なマネー・ローンダリング対策関連法令諸規則等:
 - 金融庁「[マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン](#)」とよくある質問等
 - [犯罪による収益の移転防止に関する法律](#)、[パブリックコメント](#)、業界団体の実務運用手引き等
 - [企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針についてと暴追センターガイド](#)等
 - [組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律](#)
 - [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律](#)
 - 財務省「[外国為替及び外国貿易法の概要](#)」等
- 金融庁の「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」は、グループ体となった反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を定める。
- 2021年に投資信託協会は、「正会員におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する実務上の取扱い」を策定し、販売会社、物件管理会社等を含む顧客以外の取引相手へのリスク・ベースによるAML審査を要請した。販売会社について、[Wolfsburg FCCQ](#)をベースとした標準質問票を策定した。

主な法令諸規則等の要件

在日拠点の従業員は、以下を含む法令要件等の遵守のため、社内規程・事務運用手順書等を確認し、適切に履行するものとする。

- **犯罪収益移転防止法による犯罪収益の移転防止措置**
 - 特定事業者は、特定取引の際に取引時確認を実施し、速やかに確認記録を作成し、確認記録を最新の状態に保つ措置を講じ、取引関係の終了後7年間保存する。
 - 特定業務について取引記録を作成し、取引終了から7年間保存する。
 - リスクベースの顧客デュー・デリジェンス
 - 疑わしい取引の届け出
 - 年次リスク評価、その他法令等に定める犯罪収益の移転防止措置
- **反社会的勢力との関係の遮断** 反社会的勢力(反社)とは、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等(属性要件)と、暴力的な要求行為や不当要求行為を行う者(行為要件)を言う。反社会的勢力排除のためのグループ体となった対応として、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入と反社スクリーニング等による取引相手の適切な事前審査、適切な事後検証の実施等が求められる。
- **経済制裁プログラムと資産凍結対象者** 外為法は、①資産凍結の対象になる個人・団体、②本人確認義務、③支払と資本取引、サービスなどのモノを伴わない取引に対する制裁プログラム、④銀行の確認義務等を定める。

まとめ

疑わしい取引やマネー・ローンダリングの懸念や可能性を認めた場合は、直ちに各ビジネス部門のコンプライアンス・オフィサーまたはファイナンシャル・クライム・コンプライアンス(FCC)へ報告する。

連絡先

質問や懸念がある場合は、[gs-fcc-japan](#)または各拠点の[Money Laundering Reporting Officer \(MLRO\)](#)に連絡する。

補足

本トレーニング資料に加えて、贈収賄対策グループ(ABG)または各地域のコンプライアンス担当者が、日本国内において特定の贈収賄対策や汚職対策が必要となる、国・地域特有の個別の法令やルール、規制について連絡することがある。これらの適用される法令、ルール、規制等についても、十分に理解しなければならない。